

持続的な賃上げに向けて生産性向上に取り組む絶好のチャンスです

# 持続的な経営力向上・賃上げ事業者 支援補助金のご案内



物価高騰の長期化等による厳しい経営環境が続く中でも、賃金アップに取り組みながら、持続的に経営力や生産性の向上を目指す企業を支援します！

【補助対象期間 / 事業認定日から令和6年12月31日まで】

## 申請受付期限

令和6年 **9月30日** まで

## 申請方法

郵送または電子申請で提出してください。

※詳細を鳥取県ホームページに掲載の募集要領で必ずご確認ください。  
※鳥取県ホームページで申請用紙のダウンロードなども行えます。

詳細は2次元コードからご覧いただけます▶



## 補助対象者と補助率

次の1~3すべての要件を満たす県内の中小事業者等(従業員のいる個人事業主を含む)が対象です。



1

### 従業員の賃金引上げ

従業員等一人当たり  
平均給与支給額(月額)の  
**3%以上の引上げ**を行う

2

### パートナーシップ 構築宣言<sup>※1</sup>を行う

詳しくはパートナーシップ  
構築宣言ポータルサイト  
をご覧ください



3

### 平均賃金が一定以上

全ての従業員等の  
1時間あたりの平均賃金<sup>※2</sup>が  
**951円以上** であること

補助率

賃金の引き上げが**3%以上**の場合 ▶ 補助対象経費の**1/2**  
賃金の引き上げが**5%以上**の場合 ▶ 補助対象経費の**2/3**

※どちらも千円未満は切り捨てになります。

補助金額

最大 **200** 万円

※1 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

※2 令和5年10月以降であって、賃金引上げ前の任意の1か月(基準月)から算出した全ての従業員等の1時間あたりの平均賃金です。

## 補助金上限額

### 補助限度額 **200万円**

補助金の額は次のとおり算定します。

- (1) 補助対象経費が1,000千円以下の場合、当該補助対象経費に補助率を乗じた金額とする。
- (2) 補助対象経費が1,000千円を超える場合、当該補助対象経費に補助率を乗じた金額と従業員数に100千円を乗じた金額のいずれか低い方の金額とする(ただし、当該金額が500千円(5%以上の賃上げの場合666千円)以下となる場合、500千円(5%以上の賃上げの場合666千円)を補助額とする。

## 補助対象となる取組

経営力向上を図るために行う以下のような新たな取組が対象です。

(例)

- 生産性向上を図るために行う施設改修や機械装置の導入
  - 業務効率化を図るために行うシステムの導入
  - 販路拡大を図るために行うホームページ、パンフレット等のPRツールの作成
  - 人材育成・確保のために行う従業員の人材育成研修の受講
- …など

